マイナンバーカード受取りのご案内(その1)

1.受付時間

平日 8時30分~17時15分(予約制ではありません。)
 日曜窓口 同封の書類で日程をご確認ください。
 受取り場所、交付期限は交付通知書(同封のはがき)をご確認ください。

2. 交付通知書(はがき)の記入方法



本人確認書類

※いずれも住民票に記載されている「氏名・住所」もしくは「氏名・生年月日」の記載が必要です。

※有効期限があるものは期限内のものをお持ちください。

会	運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1 以降のものに限る)、個人番号カード、住民基本台帳カード
1 枚で	(写真付)、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永
よい	住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書
●複要類	健康保険または介護保険の被保険者証、医療受給者証、福祉医療費受給者証、診察券、雇用保険被保 険者証、年金手帳・基礎年金番号通知書(年金額改定通知書・年金振込通知書を含む)、各種年金証書、 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、民間企業の社員証、官公署がその職員に対して発行した 身分証明書、学生証、生活保護受給者証、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、母子 健康手帳、顔写真証明書、預金通帳(住所が記載されたもの)、学校名が記載された各種書類等、検定 合格証、合格通知書(学校長の証明)、ワクチン接種証明書、介護保険被保険者証資格証明書、在所証 明書等、 〇の書類の更新中に交付される仮証明書や引換証類、海技免状、電気工事士免状、無線従事 者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特 種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅 地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証 等

◆法定代理人が来庁される場合

<u>15歳未満の者または成年被後見人の受取りの場合、本人と法定代理人に来庁して</u>いただきます。 口交付通知書(同封のはがき)

※法定代理人の方が住所・氏名欄と委任欄の代理人の住所、氏名をご記入ください。

□(親権者) 戸籍謄本(発行日から3ヶ月以内のもの)※以下の場合は省略が可能です。 ・本籍地が山口市である場合 ・本人と法定代理人が同一世帯である場合

□(成年後見人・保佐人・補助人) 登記事項証明書など(原本。発行日から3ヶ月以内のもの)

□交付申請者及び代理人の本人確認書類(コピー不可)

口交付申請者の通知カード(コピー不可) -

個人番号が記載された薄緑色の紙の カード。お持ちでない場合は、窓口で 紛失届を記入していただきます。

□交付申請者の住民基本台帳カード(保有している方)

□交付申請者のマイナンバーカード(二回目以降の申請の方)

※通知カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカードは原本を回収いたします。

本人確認書類

交付申請者の	(4)の書類1つ	(例)身体障害者手帳など	
いずれかの書類	⑧の書類2つ	(例)健康保険証 と 福祉医療費受給者証など	
法定代理人の	④の書類2つ	(例)運転免許証 と パスポートなど	
いずれかの書類	④の書類1つと⑧の書類1つ	(例)運転免許証 と 健康保険証など	

●なお、やむを得ない理由で本人が受取りに来ることができず、法定代理人のみで来庁される場合 は、下記の本人確認書類が必要です。

交付申請者の	(A)の書類1つ	(例)身体障害者手帳 など
いずれかの書類	⑧の書類3つ(1点は顔写真入り)	(例)健康保険証 と 福祉医療受給者証 と 顔写真証明書(※1) など
法定代理人の	④の書類2つ	(例)運転免許証 と パスポート など
いずれかの書類	④の書類1つと⑧の書類1つ	(例)運転免許証 と 健康保険証 など

(※1) 顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合、個人番号カード顔写真証明書を作成のうえ 提出していただくことで、顔写真付きの本人確認書類(書類B欄の1点)として使用することが可能で す。

様式は窓口に取りに来ていただくか、下記QRコード、もしくは山口市のWEBサイト

(https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/29/137811.html) よりダウンロードしたものを印刷し てお使いください。

写真を添付し、法定代理人が必要事項を記入したものをお持ちください。



マイナンバーカード受取りのご案内(その2)

◆任意代理人が来庁される場合

病気、身体の障がい等やむを得ない理由により交付申請者が受取りに来ることが困難であると認め られるときは、交付申請者の指定した者に対し、マイナンバーカードを交付することができます。なお、やむ を得ない理由についての詳細は裏面をご覧ください。

口交付通知書(同封のはがき)

※必ず申請者ご本人が住所・氏名欄、委任欄をご記入ください。

<u>各暗証番号を記入後、必ず目隠しシールを上から貼付してください。</u>

※申請者本人が記入できない場合は、申請者本人の面前で代理人が代筆され、申請者本人の印鑑または 拇印を押してください。また、はがきの余白に記入できない理由を記入してください。

(例:半身麻痺で字が書けないため、夫 〇〇 〇〇 が代筆)

口交付申請者の来庁が困難であることを証する書類

(認められている理由と必要な書類については裏面をご覧ください。)

口交付申請者及び代理人の本人確認書類(コピー不可)

□交付申請者の通知カード(コピー不可) -

□交付申請者の住民基本台帳カード(保有している方)

□交付申請書のマイナンバーカード(二回目以降の申請の方)

※通知カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカードは原本を回収いたします。

本人確認書類

		(例) 運転免許証 と 身体障害者手帳など
交付申請者の	④の書類1つと ⑧の書類1つ	(例)パスポート と 健康保険証など
いすれかの書類	⑧の書類3つ(1点は顔写真入り)	(例)健康保険証 と 診察券 と 学生証または顔写真証明書(※2)など
任意代理人の	(A)の書類2つ	(例)運転免許証 と パスポートなど
いずれかの書類	④の書類1つと ⑧の書類1つ	(例)運転免許証 と 健康保険証など

(※2)顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合、個人番号カード顔写真証明書を作成のうえ提出していただくことで、顔写真付きの本人確認書類(書類B欄の1点)として使用することが可能です。

以下の場合、ご利用いただけます。

①病院・施設に長期入院・入所している方(病院長・施設長が作成する顔写真証明書)

②在宅で保健医療サービス・福祉サービスの提供を受けている方

(ケアマネージャー及びその所属する事業者の長が作成する顔写真証明書)

③社会的参加を回避し長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であることを相談している方

(公的な支援機関の長が作成する顔写真証明書)

④未成年の方(法定代理人が作成する顔写真証明書)

様式は窓口に取りに来ていただくか、下記QRコード、もしくは山口市のWEBサイト

(https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/29/137811.html) よりダウンロードしたものを印刷し てお使いください。

作成にあたっては、上記①②③については、本人の写真を添付し、住所・氏名 などの必要事項を記入したうえで施設等の証明を受けてください。 ④については、写真を添付し、法定代理人が必要事項を記入したものをお持ち ください。



個人番号が記載された薄緑色の紙の

カード。お持ちでない場合は、窓口で 紛失届を記入していただきます。

●やむを得ない理由により交付申請者が受取りに来ることが困難であると認められる場合は、次のとおりです。代理人受取を行う場合は、申請者が来庁できない理由を証明する書類(原本)が必要です。

めれた復かい理由	以西か事類
やむを侍ない理由	
1. 成年被後見人、	登記事項証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)
被保佐人及び被補助人	保佐人・補助人の場合は、「登記事項証明書」の代理行為自録等
	の交付申請者の指定の事実を確認するに足りる資料
2. 中学生及び小学生、	法定代理人が来庁され、生年月日を証する書類を提示する等
未就学児	
3.75歳以上の高齢者	生年月日が確認できる書類(本人確認書類)と来庁できない旨を
	「記載した委任状(交付通知書)の提示
4. 病気・身体の障害寺	【厚かいのある方】
により来庁が困難	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、獠育手帳、障害福祉
	_ サービス受給者証、自立支援医療受給者証
	【長期入院者】
	診断書、入院証明書、入院診療計画書、領収書、診療明細書、請
	求書・病院長が作成する顔写真証明書
	1/15/11-05 2/11-11-12-12
	る日か各観的に読み取れる青短
	【施設入所者】
	入所証明書、領収書、請求書、施設入所の事実を証する書類、施
	設長が作成する顔写真証明書
5. 要介護・要支援認定	要介護・要支援認定の記載がある介護保険者証、認定結果通知
	書、ケアマネージャー及びその所属する事業者の長が作成する顔
6	日本語の目の「日本語を見た」とが確認できる領収書の日本
	母丁健康于慨、妊娠健診を支診したことが唯認してる限収音、支 診光
	勤務先が発行する辞令・出張証明寺、勤務形態を証明する書類
者、長期航行する船員な	
ど(仕事の内容、勤務場	※通常勤務の場合、仕事が多忙といった理由は、やむを得ない理
所、務形形態等の客観的	由として認められていません。
状況に照らして来庁が困	
難であると認められる	
者)	
8、海外留学をしている	査証のコピー、留学先の学生証のコピー、留学証明書
<u>□ 円</u> □ 0 □ <u>京</u> 校生 · <u>京</u> 甫生 · 予	
10. 社会的参加を回避し	在会的参加を回避し長期にわたつ(概ね家庭にととまり続けてい
長期にわたって概ね家庭	る状態であることについて相談していることを証する書類(※
にとどまり続けている状	3)、公的な支援機関の長が作成する顔写真証明書
能でちても	

(※3)様式は窓口に取りに来ていただくか、下記 QR コード、もしくは山口市のウェブサイト (https://www.city.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/88118.pdf) よりダウンロードしたものを印刷してお使いください。



お問い合わせ先 山口市役所市民課 TEL 083-934-2927(直通)

各暗証番号の設定等について

※マイナンバーカードを交付する際、暗証番号の設定が必要となり ます。事前にお考えください。(顔認証マイナンバーカードを希望 される場合は不要です。)



→ 英字(アルファベット)は、大文字のAからZまで、数字は、Oから9までが利用できます。 数字とアルファベットの組合せで、6文字以上必要となります。

① 電子申請等において、真正性を求められる情報を送信する際に利用

例:インターネットを使用した確定申告(e-tax)、ふるさと納税、オンラインでの転出手続き など

②証明書コンビニ交付サービスやマイナポータルのログイン等において、本人であることの 認証を行う際に利用

③市区町村窓口で住民基本台帳ネットワークシステムでの本人確認を行う際に利用

例:住民異動届出時、戸籍届出時(氏名に変更がある方のみ)など

④電子申請等において、個人番号や4情報(住所・氏名・性別・生年月日)を自動入力する ために、ICチップから読み出す際に利用

※①、②は、申請時に「発行を希望しない」とした方は、必要はありません。

マイナンバーカードの交付を受ける方へ

(暗証番号の設定が不要なカード) のご案内

顔認証マイナンバーカード

顔認証マイナンバーカードとは…

マイナンバーカードを健康保険証や本人確認書類として利用したいが、暗証番 号の設定や管理に不安がある方が、安心してカードを取得し、利用できるよう、 マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認 証又は目視に限定し、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカードです。

○申請できる方 <u>希望される方(代理人による手続も可能)</u>

○取得の方法

マイナンバーカードの交付のための来庁時に、併せて手続きができます。

①本人が、来庁して受け取る場合

顔認証マイナンバーカードの取得を希望する旨を市町村窓口で申し出て ください。

②代理人が来庁して受け取る場合

本人が、交付通知書の暗証番号設定欄で「いずれの暗証番号も設定しない」に
を入れ、代理人が必要書類等とともに市町村窓口に持参してください。

(1)暗証番号を設定する 🗌 (2)いずれの暗証番号も設定しない 🖌

暗証番号の欄の記入は不要です。

○ 顔認証マイナンバーカードで利用できる/できないサービス



顔認証マイナンバーカードを新たに取得/ 顔認証マイナンバーカードへの設定切替えをする方へ 健康保険証利用の申込みをしていただくとマイナンバーカード1枚で 医療機関・薬局への受診等が可能になります。 顔認証マイナンバーカードを新たに取得する場合や

通常のマイナンバーカードから顔認証マイナンバーカードに設定を切り替える場合には 市町村で健康保険証利用の申込みを行ってください。

- ※ ご本人が健康保険証利用の申込みを希望し、市町村職員による利用登録手続に同意いただける場合。
- ※ 詳細はお住まいの市区町村へお問い合わせください。
- ※ すでに通常のマイナンバーカードで健康保険証利用の申込みがお済みの場合は市町村での手続きは不要です。



設定切替え前に健康保険証利用の申込みをおすすめしております。

顔認証マイナンバーカードの医療機関・薬局での使い方

来院	本人確認	同意確認	受付完了!
✓ 顔認証付きカード リーダーにマイナン バーカードを置く	✓本人確認の方法で 「顔認証」を選ぶ 顔認証マイナンバーカー では暗証番号は使えま	 ✓各種同意事項の 確認・選択 ド 	✓マイナンバーカードを 顔認証付きカードリー ダーから取り出し、受 付完了
	h.	 ●手術情報 	
	本人確認の方法を 選んでください。	 ●特定健診情報 ●診療・薬剤情報 	
	顔認証を行う	類認証】	高額療養費制度を
	暗証番号を入力		利用する方のみ
	終了する 本人確認の情報は、他の 目的には使用しません。		✓提供する情報(限度額情報)を選択
			マイナンバー総合 0120-05-0178

訪問診療等においては、令和6年10月以降に顔認証マイナンバーカードが利用できるよう になる予定です。また、オンライン診療・オンライン服薬指導については顔認証マイナン バーカードはご利用いただけないことに御留意ください。

(声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。 度付時間(年来年地を怠く) 平 日:9時30分~20時00分 土日祝:9時30分~17時30分